第５章

ポスト民主化期における租税の政治経済学

佐 藤　幸 人

はじめに

台湾政治の主要な争点は主権あるいはアイデンティティにあり，それをめぐる青陣営と緑陣営の対立が主軸になっている。本書の大部分の章も，そこに重点を置いて議論を展開している。しかし，政治の課題が主権やアイデンティティに限られるわけではない。なかでも公共政策はあらゆる国にとって取り組まなければならない課題であり，台湾も例外ではない。では，台湾では一体，どのように公共政策が決められているのだろうか。政策決定の過程は，政治の主軸である青対緑の軸とどのような関係にあるのだろうか。それとも，あまり関係がないのだろうか。もし主軸との関係が薄いとすれば，どのような軸が形成されているのだろうか。これが本章の問題意識である。

このような問題意識に対して，本章では公共政策のなかから租税政策を取り上げ，その政治過程を分析する。租税政策を分析の対象とする理由は以下の通りである。第１に，一般的に言って，租税政策は国家の根幹を構成する重要な公共政策である。第２に，1980年代に民主化が始動して以降の台湾の政治過程をみると，租税政策は頻繁に議論の的となり，大きな政治的インパクトをもたらすこともままあった。初期の例をみれば，郭婉容財政部長（大臣）による証券キャピタルゲイン税（「証券交易所得税」）復活の試みは広い層から猛烈な反対にあって失敗し，王建煊財政部長は実際の取引価格に基づ

く土地キャピタルゲイン税（「土地増値税」）の課税を提起して反発を受け，辞任に追い込まれた。

第３に，特に陳水扁政権第２期に至って，租税政策は公共政策の中で最も重要な争点のひとつとなった。第１期の最重要課題は明らかに金融システムの健全化であった（佐藤［2001］）。それへの対応が一段落した後，第２期政権では多くの課題[1]のなかから，財政問題の深刻化や所得分配の悪化を背景に，租税政策が大きく注目されるようになった。2008年５月以降，問題は馬英九政権にも引き継がれている。

本章は2000年以降すなわち陳水扁政権８年と馬英九政権の半年あまりを分析の対象として，４つの具体的な案件を検討する。時系列的に並べるならば，土地キャピタルゲイン税の減税，「最低税負担制度（「最低税負制」）」[2]の導入，「産業高度化促進条例（「促進産業升級条例」。以下，促産条例）」の後継をめぐる攻防，相続税・贈与税の減税である。いずれもメディアや学術的な討論で大きく取り上げられてきた案件である。また，それぞれの間では内容および置かれた環境に違いがあるので，４つの案件を総合的に検討することによって，政治過程の立体的な分析が可能となる。

これら４つの案件を検討することを通して得られた本章の結論の要点は以下の通りである。租税政策をめぐる政治は青対緑の軸とは別のメカニズムが働いている。主軸となっているのは財界と学者，特に財政学者を主体とするプロフェッショナリズム（中国語の「専業」）との対抗関係である。この構図は，政権が交代しても基本的に変わっていない。

以下，本章は次のように構成されている。第１節では先行研究のサーベイをおこない，それを通して分析の視点を明確にする。第２節では，全体的な状況を予備的に把握するため，租税負担，財政収支，所得分配の状況を示す。第３節では，2000年代の租税政策をめぐる政治過程を分析する。上述の４つの案件のうち，まず，財政学者らのプロフェッショナリズムが有効に機能したケースとして，最低税負担制度の導入と促産条例の後継をめぐる攻防を検討する。次に，財界の圧力が顕著に作用したケースとして，土地キャピタル

ゲイン税の減税と相続税・贈与税の減税を議論する。後者については，馬英九政権が設置した賦税改革委員会の混迷についても合わせて論じる。第4節ではさらに台湾の公共政策の政治過程のクオリティに関して，財政学者の影響力のソースと財界の政策提案の能力を考察する。最後に若干の展望をおこなってむすびとする。

第1節　先行研究および分析の視点

以下では，まず租税政策および関連性の強い公共政策の政治過程に関する先行研究をサーベイする(3)。次に，サーベイを踏まえて分析の視点を定めていきたい。

民主化が始動して以降の租税を含む台湾の財政に関して，初期の研究は主に制度面に注目しながら，支出への圧力の増大を論じていた（Cheng and Schive［1997］；Cheng and Haggard［2001］）。蘇彩足［2000］では，立法委員，官僚，財界の「鉄の三角形」を指摘するなど，行為主体に着目した政治過程の分析がみられるが，まだ全般的なスケッチにとどまっていた。

王振寰［1996］はそのなかにあって早くから，民主化がもたらす行為主体と政治過程の変化，それが政策に及ぼす影響を実証的に議論している。王はまず，民主化の進行とともに金融業や他の営利事業と関係を持つ立法委員が，国民党を中心に増えていることを明らかにした。次に，その結果として，彼らによって証券キャピタルゲイン税の阻止と証券取引税の税率引き下げがおこなわれてきたことを示した。また彼らの行動は必ずしも党中央の方針に従ったものではなく，国民党の立法委員に対するコントロールの低下していることを指摘した。

楊建成・張嘉仁［2005］は1990年代後半から2000年代の減税措置を分析し，本章にとって直接的に参考になる。彼らの分析対象は「両税合一」(4)，金融機関の付加価値税（「営業税」）の税率引き下げ，土地キャピタルゲイン税(5)

の税率引き下げのみである。両税合一は李登輝時代に，土地キャピタルゲイン税の税率引き下げは陳水扁時代に，金融機関の付加価値税の税率引き下げに関する諸政策は2000年の政権交代を跨いでおこなわれた。楊建成・張嘉仁［2005］の結論は，李登輝時代は李のリーダーシップが強く，立法院はそれを概ね追認していたが，陳水扁時代は総統のリーダーシップが弱く，行政院から出される法案はことごとく立法院で修正されることになったとしている。同時に，彼らは財界の影響を認めつつも，リーダーシップを握ることになった総統や立法委員の考え方がより重要だったとみている。

財政ではなく社会保障政策に関する研究だが，林成蔚の研究は示唆に富んでいる。彼の分析は，大枠となる福祉国家化という路線の設定と，具体的な政策の立案および制定過程というふたつの段階に分かれている。林［2003］は前者について議論し，福祉国家化を民主化という国家再編の産物ととらえた。そのなかで重要な行為主体として論及されているのは政党，特に与党の国民党である。各政党が福祉国家化を推し進めようとしたのは，包括政党として有権者の支持を拡大するためであり，明確な理念に基づくものではなかったとしている。

一方，林［2001］では政策の立案過程のレベルの分析をおこなっている。林の分析によると，その過程で最も重要な役割を果たしたのは，組織化され，専門知識を豊富に持つ官僚たちであった。一方，立法委員の関与は部分的なものにとどまった。林はまた，行政院の各部会を権限の維持と拡大を狙う行為主体としてとらえ，その間の争いを描いている。さらに，林が言及している政策の企画における学者の参与は，本章の分析にとって重要な着眼点となる。

以上の先行研究から引き出される研究の視点は，第１に，主な行為主体は政党，総統，行政院の各部会，立法委員，利益団体である。利益団体のなかでも特に能動的かつ影響力が大きいのは財界である。

第２に各主体についてみると，政党および総統と立法委員は公共政策に関する明確な理念は乏しく，選挙への効果が重要な動機になっている。また，

立法委員の目標は政党や総統と必ずしも一致しない。このように，政党，総統，立法委員の政策に対する姿勢が状況に依存して大きく振れるのに対し，財界は自己の利益の拡大という一貫した動機を持ち，政治過程のひとつの基点を形成している。しかも，財界と政党，総統，立法委員の間には利益交換が成立する余地が少なからずあるため，政党等の行動は往々にして財界の意向を反映したものとなる。それは国民党も，民進党も大差がない。

第3に，具体的な政策の体系的な立案，特に多くの専門知識を必要とする場合，行政院の官僚機構の役割が大きい。ただし，部会間の利益は必ずしも一致しないので，行政院内でも政治過程が発生する。また，立案の過程では通常，外部の専門家が参与する。一方，政党や立法委員は積極的に行動するものの，それは大枠の設定か，反対に部分的な働きかけ，そしてそれにともなう政策体系の攪乱にとどまる。

第4に，以上から，公共政策に関する政治過程は，台湾政治の主軸である青対緑の対抗関係とは別の次元にあることが間接的に示唆されている。台湾政治研究全般においては，青陣営と緑陣営がともに分配上の政治哲学を欠いていることは広く認識されている（詹中原［2007］）。

このような視点を踏まえて以下の分析をおこなっていくが，冒頭の問題意識と照らした場合，不足している部分がある。それは，一方には財界という一貫した動機を持つ行為主体があるものの，それに対する明確なカウンターパワーが示されていないことである。もとより台湾の労働勢力は弱く（林［2003: 43］），それだけでは十分なカウンターパワーとはならない。上述のように，政党等は財界と異なる立場をとることもあるが，結託する場合も多い。そうなると，財界寄りに政策が傾斜していくことに歯止めがかからないことになる。この点について，第3節の議論では上述の第3の視点を発展させ，専門家のプロフェッショナリズムがカウンターパワーとして機能していることを明らかにしていきたい。

第２節　租税の負担，財政収支，所得分配

本節では税制に関わる全般的な状況を示し，第３節の議論のための予備的な理解を促したい。はじめに租税負担率が2000年代初めまで大きく低下し，その後も低位にとどまっていることを示す。次に，その影響として財政面では財政の硬直化および公債発行残高の増大が進行していること，また，所得分配の顕著な悪化に対して税制がそれを是正する効果を発揮できずにいることを指摘する。

１．租税負担率

図１は台湾の租税負担率を示している(6)。景気の動向とは無関係に，2003年度までほぼ一貫して低下を続けていることがわかる。これをもたらしたのは種々の減税措置であると考えられている。2000年代半ばから租税負担率は上昇しているが，なお水準は低い。財政部統計處［各年版a］には台湾を含む21カ国のデータが示されているが，2004年には12.5％と，シンガポールと並んで最低であった。ヨーロッパが軒並み高いのは政策体系が大きく異なるためだが，比較的類似しているとみられる日本の16.5％，韓国の19.5％と比べても顕著な差がある。2006年にはシンガポールをも下回っている。

２．財政収支と公債の発行残高

租税収入の停滞がもたらしているひとつの結果は財政の圧迫である。図２に1992年度以降の中央政府と地方政府を合わせた財政収支の推移を示した。1992年度には既に財政赤字はかなり深刻な状態にあったが，1996年度以降，財政収支は改善に向かい，98年度にはいったん黒字化している。この時期は租税負担率の低下がいったん停止していた。しかし，1999年度は再び赤字に

図１　租税負担率
（中央及び地方政府の税収の対 GNP 比）

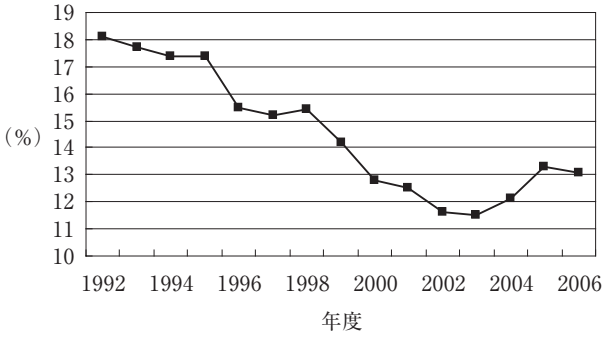

（出所）　財政部統計處［各年版 a］より作成。

図２　中央及び地方政府の財政収支

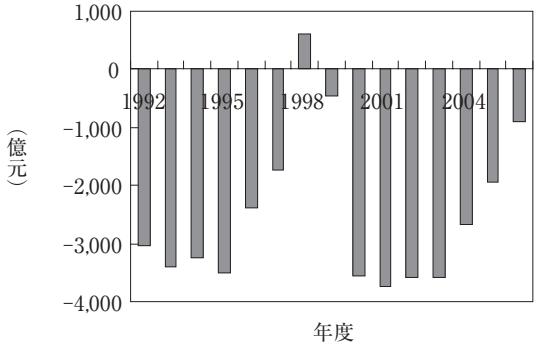

（出所）　財政部統計處［各年版 a］より作成。

陥り，以後，赤字が拡大した。特に2001年度から2003年度の３年間は，歳入に対する赤字の比率が20％前後に達し，深刻な状態になっていた。これはIT 不況によって台湾経済が大きな打撃を受け，さらにそれへの対応として減税措置が発動されたことによって，租税収入が落ち込んだためである。2004年度以降，財政赤字は金額，歳入に対する比率ともに縮小している。

しかし，依然として問題は残されている。2004年以降の財政収支の改善は，

図３　中央政府の債務残高

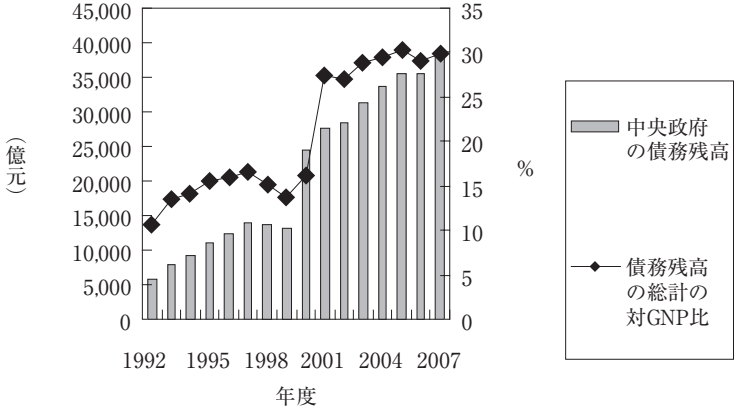

（出所）　財政部統計處［各年版 a］より作成。
（注）　2007年度は予算ベース。

一面では経済の回復にともなう税収の増加の結果であるが，他面，歳出が抑制された結果でもある。特にインフラストラクチャーへの投資が割を食うことが多く，近年の自然災害の増加との関連が指摘されている（陳一姍［2008: 47］）。つまり，租税収入が抑制されていることによって，歳出が制約され，必要な支出をできずにいる可能性が高い。

また，赤字が継続している以上，政府の債務は増え続けている。図３に中央政府の債務残高を示した。なお，図に示していない地方政府の債務残高は，ここ数年，中央政府の16％前後である。台湾の公債の対 GNP 比は一見，日本よりもはるかに低いが，この数値は過小になっている。これには OECD 諸国の基準では含まれているはずの１年以内の短期債務，政府の関係機関や基金の債務，土地収用の補償の未払いなどが含まれていないからである。これらは総計８兆元にも達するとみられている（刁曼蓬［2005b］）。これを算入すれば，台湾の公債発行残高は３倍に膨れあがり，対 GNP 比もおおよそ90％に達することになる。

図４　所得分配

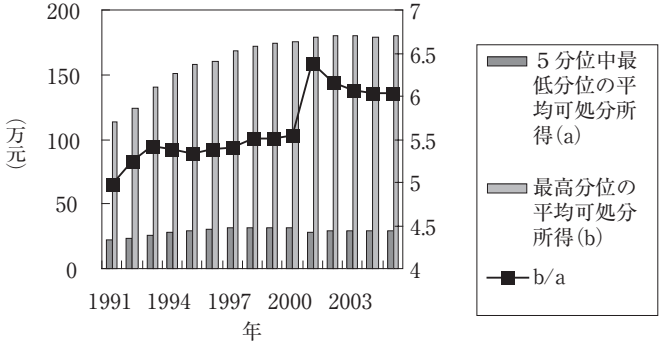

（出所）　行政院主計處［2007］より作成。

３．所得分配

租税負担の減少をもたらしているのは種々の減免措置であり，その多くは富裕層に有利なものである。2000年代に入って台湾の所得分配は大きく悪化し，公共政策による再分配への期待が高まっているが，減免措置によって租税政策はその役割を十分に果たすことを阻まれている。

図４には全世帯を所得の大小によって並べ，それを５分割したうち，最も所得の少ない５分位と最も多い５分位の平均所得と，両者の比率を示している。比率をみると，所得分配は1999年まで徐々に悪化している。この原因としては，専門技術職及び経営管理職と一般事務職や工場労働者との間の賃金の格差が拡大したこと，単身ないし夫婦のみの高齢者世帯が増加していることが指摘されている（行政院主計處［2006］）。2001年にはIT不況の影響を受け，急激な悪化がみられる。2002年以降，緩やかに改善しつつあるとはいえ，比率は高止まりしている。

このような状況に対して，税制による是正の効果は限定的である。朱敬一・鄭保志［2005］は，高所得者の中でまったく納税しない人数及び比率が

2000年代に急増し，税制による所得分配の是正効果が損なわれていることを明らかにしている。

第３節　租税政策をめぐる政治過程

本節では2000年代の租税政策をめぐる政治過程について，第２節で提示した分析の視点に基づきながら，４つのケーススタディをおこなう(7)。本章では，財政学者らを主体とするプロフェッショナリズムと財界の対抗関係が政治過程の主軸であると考えている。そのことを明示的に議論するため，４つのケースを，プロフェッショナリズムが有効に機能した最低税負担制度の導入と促産条例の後継をめぐる攻防と，財界の力がプロフェッショナリズムを凌駕した土地キャピタルゲイン税の減税と相続税・贈与税の減税に分けておこなう。第１項では前者を，第２項では後者を議論する。第３項ではケーススタディを総括する。

ケーススタディに入る前に，財界対財政学者のプロフェッショナリズムという軸について，あらかじめラフなスケッチを示しておきたい。まず「財界」(8)に関しては，台湾には中華民国全国工業総会（「工総」）のような経済団体が幾つかあるが，組織力はあまり強くなく，日本の経団連と比べて代表性は劣る。ここでいう「財界」とは，工総など諸団体だけではなく，企業およびその経営者全体に広がるやや漠然とした共通意志あるいはそのなかの強い声を指している。また，台湾の企業の多くは，創業者ないしその家族が所有し，コントロールしている点でも日本と異なる。そのため，メディアなどで報じられる財界の意向とは，企業としての見解というよりも，多分に創業者およびその家族の利益を反映したものであることが少なからずある。一方，財政学者は租税施策を体系的に，また経済成長や所得分配への影響という多面的な見地から，そして世界的な潮流と関連させながらみている。財政学者のプロフェッショナリズムとは，このような見地から，租税政策体系の整合

性を維持，発展させようとする志向である。

租税政策は複雑な体系をなしているため，部分的に手を加えると不整合が生じやすい。既存の体系に不整合があれば，プロフェッショナリズムはそれを是正しようとする。一方，財界の要求は，通常，特定の税に対しておこなわれるため，体系を損ないやすい。また，特定の既得権益を守ろうとするが，これは体系を歪めている場合が多い。こうして財政学者と財界の間に対抗関係が生じるのである。さらに，財政学者は価値判断に深入りすることは避けようとしつつも，その多くは租税政策が一定の再分配効果を持つべきだと考えている。一方，負担を求められることになる財界はこれを嫌う傾向があるので，ここでも対立が生じる。

1．プロフェッショナリズムの挑戦

⑴　最低税負担制度の導入

台湾の税制の問題は，種々の減免措置によって課税ベースが大きく損なわれてきたことである。最低税負担制度はそれを補正しようとする政策である。この制度の下では，いったん減免措置が施された場合でも，一定の税率は必ず納めなければならない（企業は10%，個人は20%）。例えば促産条例が適用された場合，企業は従前には25%の法人税（「営利事業所得税」）をすべて免除されていたが，最低税負担制度の導入によって10%の納税義務は課されることになったのである。もちろん財政学者が考える税制の抜本的な改革は，減免措置を廃してフラットで低率の税体系を構築することである。したがって，最低税負担制度は抜本的改革が政治的に困難な状況における次善の施策，あるいは抜本的改革までの過渡的な施策として位置づけられる（何志欽[2005]）。

この制度を台湾において最初に提唱したのは，国立政治大学財税学部教授の曽巨威である[9]。その背景には改革の行き詰まりがあった。2000年の政権交代によって登場した陳水扁政権は，改革の担い手として期待された。曽も

そのような期待を抱いていた。しかし，与党は立法院において少数にとどまったため，多数を占める野党によって政策の推進を阻まれてしまった。この状況を克服するため，陳政権は2001年に「経済発展諮詢委員会議（経発会）」を開催した。広く各界から委員を募り，その権威によって立法院での不利な状況を乗り越え，政策を推進しようとしたのである。ただし，経発会の決議は多数決ではなく，全会一致を原則としていた。租税を含む財政に関する分科会も設置されたが，租税政策はもとより利害の対立が生じやすいため，全会一致では重要な結論を得ることは不可能だった。経発会では，結局，財政部に「財政改革委員会（財改会）」を設け，そこで改めて議論をおこなうことが決議された。財改会は2002年に発足した。その目標は税制改革ではなく，財政収支の改善であったが，租税政策も検討課題に含まれていた。財改会にもまた，各界から委員が集められた。財改会では多くの結論が得られたものの，そのほとんどは実施されることはなかった。

このように，陳政権第１期の半ばを過ぎても，正攻法による改革は何ら具体的な進展をみずにいた。曽は経発会，財改会ともに委員として参加して改革の難しさを味わい，事態を打開する途を探っていた。そこで最低税負担制度に注目したのである。曽はメディアを通して広くその意義を訴えるとともに，各界に働きかけた。簡錫堦[10]率いる社会団体はこれに呼応し，制度を支持する運動を展開した。さらに，曽は2004年３月の総統選挙に向けて，青陣営の連戦・宋楚瑜候補のブレーンとなり，最低税負担制度をその公約に盛り込んだ。連は陳水扁に敗れたが，このことは後に意図せざる形で政策の実現に寄与することになった。

一方，政府においては，2002年末，林全が主計長から横滑りして財政部長に就任した。林は元々財政学者であり，政治大学において曽の同僚だった。曽は林にも最低税負担制度の実施を説いた。恐らくその結果だと考えられるが，財政部においても最低税負担制度の研究が行われることになった。しかし，選挙が間近に迫っていたため，林はそのときはそれ以上は動かなかった。林が政策の実現に向けて動き出したのは選挙後である。さらに，陳水扁政権

が第２期に入って，任期中は増税しないという第１期の公約から解放され，税制改革の推進を宣言したことも，林が行政院内で議論する上で有利に作用した。

林は政策を実現すべく巧妙に手を打っていった。まず３億元以上の高額所得者40人のうち，８人がまったく納税をしていないこと，他の高額所得者の納税額も非常に低い水準であることを公表した。ちょうど所得分配の悪化への関心が高まっていたため，林はこの情報によって世論の広範な支持を引き寄せることができた。さらに，個人ではなく企業を主たる対象としたり，個人に対する免税点を高めに設定したり，証券キャピタルゲインに対する課税を未公開株の取引に限定したりすることによって，実際に影響の及ぶ範囲を限定し，反発を抑え込んだ[11]。こうして，最大の反対勢力である財界は，利益のある企業や高額所得者には幾許かの納税はしてもらいたいという最低税負担制度の趣旨に真っ向から反対することができず，税率をめぐって条件闘争をするにとどまった。林は税率については柔軟に対応したが，同時に立法委員がより高い水準を主張していたことを利用して，財界が受け入れ可能な限界の水準に設定することにも成功したのである。

一方，政略的な理由から政府の政策を度々妨害してきた野党だったが，上述のように最低税負担制度はもともと彼らの選挙公約であったため，強く反発することはなかった。こうして最低税負担制度は非常に順調に立法院を通過し，2006年から実施されることになった。

最低税負担制度の導入に当たっては，政策の実現を優先して種々の妥協をおこったため，一部の財政学者や社会団体からは批判がある（例えば簡錫堦[2005]）。しかし，次のような積極的な意義を指摘できよう。第１に，何よりも1988年の付加価値税導入以来，特に民主化後，はじめて実現した増税的政策だったことである。また，それによって，財政学者や財政部の士気が高まったと考えられる。第２に，部分的また過渡的な措置ではあるが，種々の減免措置によって風穴だらけになっていた租税体系を一定程度修復したことである。第３に，税収の増加をもたらしたことである。初年度に当たる2006

年は100億元あまり，2007年は200億元あまりの税収が最低税負担制度によって発生したとみられる。ただし，曽や林が制度の導入を進めた主眼は第２点にあるので，彼らにとって税収の増加は副次的な成果である。第４に，後続の税制改革を容易にする地ならしとなっている，あるいは将来，新たな減免措置の導入するインセンティブを削ぐ効果を持っていることである。最低税負担制度によって，減免措置の効果は従来よりも縮小されることになった。そのため，その廃止に対する抵抗を減少させることになった。また，新しい減免措置を導入しても税率はゼロとはならないため，従来と比べて誘因は弱まることになった。これは次に述べる促産条例の後継に関する議論とも関係している。

⑵　促産条例の後継をめぐる攻防

現在，税制改革が政策課題として浮上したきっかけのひとつは，促産条例の2009年末の期限切れが迫ってきたことである。台湾は長く特定の産業や事業活動に対して，法人税の５年間の免税措置などの優遇を与えてきた。優遇措置の大部分は1960年に制定された投資奨励条例と，それを1989年に引き継いだ促産条例に基づいていた。促産条例の適用による免税額は，2006年には1195億元に達していた。同じ年の実際の法人税は3119億元なので，実に本来の税収の４分の１以上が免除されていたのである（財政部統計處［各年版a］）。

促産条例を主管する経済部は，2010年以降も優遇措置を基本的に維持することを考えていたとみられる。それは財界の意向を反映するものでもあった。一方，2006年６月末に財政部長に就任した何志欽は，促産条例の失効とともに減免措置を全廃し，代わりに法人税率を引き下げるという改革を進めようとした。何はアメリカのIRS（The Internal Revenue Service。内国歳入庁あるいは国税庁と訳される）に長く勤めた経験を持ち，2003年に帰国し，国立台湾大学の教授となっていた。その経験を活かして，最低税負担制度を導入する際には林全にアドバイスをしている（劉毓雯［2005］）。こうして経済部対財政部の形をとりながら，財界対財政学者のプロフェッショナリズムの対抗関

係が展開されることになった。

前哨戦は何の就任直後に開かれた「台湾経済永続発展会議（経続会）」[12]であった。財界は経続会において，両税合一の導入時に課された留保利益への10％の上乗せ課税を５年間停止することを目指していた。しかし，財政部はこれを２年に短縮することを求め，さらに代わりに促産条例の優遇措置のうち，自動化の奨励の適用範囲を縮小することで財源を確保したいと応じた（「財長以税易税　經長業者反對」『經濟日報』2006年７月21日）。これに対して経済部と財界は反発し，コンセンサスは成立しなかった。促産条例の後継についても議論されたが，同様にコンセンサスには至らなかった（「新世代産業租税奨勵全盤推翻」『經濟日報』2006年７月28日）[13]。

その後，財政部と経済部の間で議論が重ねられ，経済部は一定の譲歩を示した。2006年12月13日に経済部工業局発表したプレスリリースでは[14]，自動化および汚染防止の投資控除の適用範囲を縮小することを認めていた。しかし，何志欽の目標はより野心的であり，姿勢は強硬だった。2007年年初の記者会見では，促産条例を全廃ないし大幅に縮小することを通して，税率の大幅な引き下げを含む所得税の全面的な改革を進めたいと述べている（「何志欽新春談願景」『經濟日報』2007年１月５日）。経済部は2007年２月になると，促産条例を「産業発展基本法」，「産業創新価値条例」，「産業園区設置管理条例」の産業３法に切り替える構想を表明した[15]。その内容を12月の段階と比べると，経済部の姿勢はまた一歩柔軟化したものの，減免措置の持続という根本を譲ることはなく，なお財政部との開きは大きかった。

財政部と経済部の対峙が続くなか，2007年秋までに，一方では減免措置廃止の見返りである法人税率の引き下げをどこまでおこなうのか，他方では減免措置をどこまで撤廃するのかという駆け引きの構図が明確になっていった（「三次税改　財經兩部未達共識」『經濟日報』2007年９月７日）。11月には財界６団体が個人所得税の最高税率の半減等，法外な要求を「ふっかけ」てきたが，これには財政学者や社会団体が強く反発し，財政部を激励するコメントを表明した（「税改戰爭」『聯合晚報』2007年11月19日）。

立法院選挙後，行政院の方針はようやく固まった。その内容は，促産条例は全面的に廃止し，以後の奨励措置は補助金に切り替えるという財政部寄りのものだった。2008年２月３日，行政院副院長の邱義仁は財政部長，経済部長をともなって，財界との座談会を開き，これを伝えた（「邱義仁：租税減免明年落日」『經濟日報』2008年２月４日）。

しかし，この構想が日の目を見ることはなかった。政権は末期を迎えていたことに加え，何志欽が無関係な政争に巻き込まれて３月に辞任してしまったからである。政権交代後，議論は仕切り直しとなった。2008年末，賦税改革委員会（後述）では促産条例後の政策[16]として，研究開発，人材育成，物流センター，オペレーションセンターの４項目を除く減免措置の廃止，法人税率の20％への引き下げ，個人所得税の一部引き下げなどを決定した（「千億還税於民　促産落日今拍板」『經濟日報』2008年12月29日）。これは馬英九政権の意向が反映されたものであるという（「促産不落日，散成滿天星（社論）」『經濟日報』2008年12月31日）。陳水扁政権期の結論と比べれば，経済部および財界寄りに揺り戻しがあったといえよう。2008年秋以降の世界的な不況が影響していることは明らかだが，同時に馬政権における財政学者のプロフェッショナリズムの後退もまた反映していると考えられる。

２．財界の圧力

(1)　土地キャピタルゲイン税の減税[17]

土地キャピタルゲイン税の減税をめぐるプロセスは，財界の圧力を示すとともに，立法委員の不安定な姿勢，立法委員と政党の複雑な関係がよく現れているケースでもある。

土地キャピタルゲイン税の税率の半減は，2000年12月に国民党籍の立法委員，洪性栄が財界の意向を受けて提起したことから議論が始まった（「減半徴収土増税兩年　立委將連署修法」『經濟日報』2000年12月６日）。土地キャピタルゲイン税の減税に対する立法委員の反応はまちまちだった。国民党と同じ

青陣営の中でも，新党の頼士葆は反対の立場に立った。一方，民進党では，簡錫堦は反対，林文郎は支持と態度が分かれた（「土增税調降　立委不同調」『經濟日報』2001年４月17日）。また，財源を奪われることになる地方政府は，与野党の別なく反対だったとみられる。反対の首長には，当時，台北市長だった馬英九も含まれている（「張俊雄：調降土增税　方式有多種」『工商時報』2001年５月13日）。

財界はまず経発会において，土地キャピタルゲイン税の税率を２年間，現行の60％，50％，40％から半減することを狙った。しかし，民進党籍の立法委員や行政院の反対に遭って実現できなかった。財界はなおもあきらめず，立法院で２年間の税率半減に対する多数の支持を集めることに成功した。行政院も今度は減税に応じるとともに，必要な関連措置をおこなった。行政院の姿勢の変化は，陳水扁総統の意向を受けたためとみられている。楊建成・張嘉仁［2005: 194］は陳の考え方の背景として，景気の悪化と地価下落による金融機関の不良債権の増加を指摘している。2002年の年初，減税案は立法院を通過し，成立した。

減税の当初の期限は2004年１月末だった。これに先だって，財政部は財改会の提案を踏まえて，土地キャピタルゲイン税の税率を40％，30％，20％に引き下げる法案を作成し，行政院案としてまとめ，立法院に提出していた。一方，34名の立法委員からは，税率半減をさらに３年間延長する法案が提出された。中心となったのは緑陣営の台聯籍の廖本煙であった。当初は行政院案が支持を集めたが，その後，財界の働きかけによって事態は変わり，税率半減を１年間延長することで決着した。

2004年，先送りされた議論が再開された。財政部は引き続き税率を40％，30％，20％に改定する法案を策定したが，財界は税率の半減すなわち30％，25％，20％という税率を恒久化するように迫った。注目すべきは，立法院においてこの段階では与党側が半減支持の中心になっていることである。11月25日，社会団体の泛紫聯盟が半減恒久化を支持する29名の立法委員を非難したが，そのうち10名は民進党，７名は与党寄りの台聯だった。

一方，青陣営は反対側にポジションを変えた。選挙後，政権側は税率の半減を再び１年延長する妥協案を提起したが，青陣営は反対し，財政部の原案を提出することを求めた。2000年に半減を提起した１人である国民党の楊瓊瓔も反対に立場を変えている（「土增税減半　續辦希望渺」『工商時報』2004年12月23日）。財界への世論の批判が強まっている中，青陣営はこの問題をこれ以上引き延ばすことは不利であると判断したとみられる（「兩面不討好　國親乾脆放手一搏」『工商時報』2004年12月23日）。

2005年１月，行政院案が立法院の財政委員会を通過した。しかし，その際に立法委員によって土地の長期保有者を優遇する修正が加えられた。修正案は台聯の許登宮によって提起され，民進党を含む与野党の多くの委員が同調した。林全財政部長はこれに強く反対したが，結局，修正案が立法院を通過することになった。

財政学者が参加していた財改会から税率の引き下げが提言されていたことが示すように，財政学者も税率の引き下げには反対ではなかった。しかし，財界の圧力は財政学者の改革案を攪乱するものだった。財改会に加わっていた曽巨威は減税の延長に対して不快感を顕わにしている（周啓東［2003］）。インタビューした財政学者からは，次のような問題が具体的に指摘された。

第１に，土地税制全般の改革としては，土地キャピタルゲイン税の引き下げは地価税の税率引き上げと同時におこなうべきであった。ところが前者を単独でおこなってしまったため，それを代償にして地価税を引き上げることができなかった。第２に，税率半減が時限的なものであったため，節税目的の取引を促し，政府は将来の税収を失うことになった。土地キャピタルゲイン税は買値と売値の差額に課されるので，減税期間中に売ってまた買い戻せば，これまでのキャピタルゲインに対する税金を節約できたのである。実際，減税期間中，取引は活性化し，半分の税率にもかかわらず，税収は減少しなかったが，そのなかの相当の部分は将来の税収の先食いであったと考えられる。

⑵　相続税・贈与税の減税と賦税改革委員会の挫折

相続税・贈与税の引き下げは，経発会の時から財界より提起されていた。その後，議論は沈静化していたが，2007年以降，近隣の香港，シンガポールが相次いで相続税を廃止したことをきっかけに，財界が再び引き下げを求めるようになった。さらに，民進党の総統候補となった謝長廷が税率を10％に引き下げることを公約に掲げた。

一方，財政学者もかねてより最高税率の50％は高すぎるとみて，これを個人所得税の最高税率同じ40％まで引き下げる必要があるという考え方は少なからずあった（例えば曾巨威［2007］）。同時に，証券キャピタルゲイン税が未課税の状況では，最後の砦である相続税・贈与税の最高税率を10％まで引き下げるのは行き過ぎであることもまたコンセンサスが成立していた。財政部長に就任した何志欽の場合，まずは最高税率を40％に引き下げ，以後，状況を見ながら漸進的に税率の引き下げていくことを主張し，その下限を20％と考えていた。下限を20％としたのは，最低限の累進制を維持するためだった。財界と財政学者のプロフェッショナリズムは，相続税・贈与税をめぐっては，このように性急かつ大幅な引き下げと漸進的かつ慎重な引き下げとの間で争うことになったのである。

馬英九政権の成立後，賦税改革委員会（賦改会）が行政院の下に組織され，議論の場として設定された。相続税・贈与税については2008年年末までに結論を出すことになっていた。ところが，９月に蕭萬長副総統を座長として組織された総統府の「経済・財政諮問チーム（財経諮詢小組）」が，同月30日に累進制を廃止し，一律10％に引き下げるべきであるという提言をしてしまった（「府財經小組：遺贈稅率降為十％」『中國時報』2008年10月１日）。理由は海外に流出している資金を呼び戻すためとされた。チームはあくまで参考意見としたものの，チームのメンバーは座長の副総統をはじめ行政院の閣僚や「次長」（次官）によって構成されているため，事実上，政府の決定といってよかった。実際，この後，10％への引き下げ案は行政院で速やかに承認され，立法院に送られた。

ここで注意すべきは，経済・財政諮問チームのメンバーである。閣僚のなかには学者出身者もいるが，財政学者はいない。財政部からは張銘宗次長が参加しているが，彼は元々金融系統を歩んできた人物である。また，金融機関の経営者もメンバーになっている。このように，チームは元来，景気対策を目的として組織されたものであって，相続税・贈与税という分配問題に深く関わる案件を議論するには著しく偏った構成になっていた。

賦改会に加わっていた財政学者にとって，経済・財政諮問チームの提言は，議論を重ねてきた漸進的な改革を頭越しに否定するものであった。彼らは大幅に税率を引き下げる場合には補助的な措置（「配套措施」）を施すことを提案したが（「遺贈税降為10％政院明可望拍板」『中國時報』2008年10月15日），聴き入れられなかった。彼らは政府の政策の裏書きだけをすることはできないとして参加をボイコットし，賦改会はいったん休止状態に陥ることになった。

社会団体は当然のことながら，この決定に反発している。興味深いことは，与党を含めて立法委員がこの決定に対して疑念を持っていることである。特に資金の還流という説明の根拠が示されていないことに対して，与野党の委員の多くが不満を持っている（「遺贈税率降至10％年前恐難三讀」『經濟日報』2008年12月４日および「遺贈税率十％爭議中通過初審」『中國時報』同日）。これは世論に立法委員が敏感に反応したためだと考えられる[18]。

ここで賦改会の位置づけと，その背景にある馬英九政権の政権運営について検討しておきたい。賦改会は馬の選挙公約から生まれた。馬は税制を選挙の争点から外すため，賦改会の設置という形で議論を先送りしようとしたのである。馬陣営内で税制に関する考え方が一致していなかったという指摘もある。したがって，馬政権は元々，賦改会を設置する積極的な動機を欠いていたのである。

しかも，賦改会の組織設計が機能不全に拍車をかけた。賦改会のメンバーは意志決定に参加できる委員と，意見表明のみできる諮問委員の二層構造になっている。前者は財政学者をはじめとする専門家と関連閣僚から，後者は立法委員，財界をはじめとする各界の代表から構成されていた。馬政権はあ

わよくば賦改会でコンセンサスが形成されるのを期待したのかもしれない。しかし，実際には議論を困難にするだけだった。20名の委員に対して，諮問委員の数は29人と多く，その意見表明に多くの時間が費やされることになったのである。

また，馬政権は財政学者が一人歩きするのを恐れたていたようにもみえる。賦税会は過去に２回設置され[19]，いずれも座長が学者だったのに対し，今回は行政院副院長がつとめ，財政学者の曽は２人いる副座長の１人にとどまっていることは（もうひとりは財政部長），政権の賦税会に対する及び腰を示している。その結果，賦改会の自律性，専門性，機動性は著しく損なわれることになったのである。

馬英九は極めて高い得票率で当選し，立法院においても与党が圧倒的な多数を占めている。選挙公約ではあったとはいえ，陳水扁政権が立法院において少数与党だったがゆえに用いざるを得なかった経発会や経続会と同様の手法を使う必要はなかった。したがって，賦税会の設置は政治的にはリダンダントな措置であった。しかも，多くの欠陥を抱えて事実上破綻したことにより，馬政権は政策立案のリソースであるメンバーの信頼を失うことになったのである[20]。

３．租税政策の政治過程――総括――

以下，４つのケーススタディを総括し，６つの結論を提示したい。

第１に，租税政策をめぐる政治過程が財界と財政学者のプロフェッショナリズムの対抗関係を主軸としてきたことは，十分に明らかになったと考えられる。そのことは同時に，租税政策をめぐる政治過程は，青対緑を主軸とする政治の全般的過程とは，基本的に無関係であることを意味する。したがって，政権交代があっても，財界と財政学者のプロフェッショナリズムの対抗関係という構図は変わらないのである。

第２に，財界と財政学者の対抗関係と言っても，通常，前者のパワーが後

者を圧倒している。経済部は行政院内で常に彼らの代弁者となっている。財界はさらに，経済成長を人質に，あるいは投資ストライキを脅しに使って，行政院長や他の部会，そして総統府の支持を引き出すこともできる。立法委員とも利益交換が可能である。財界が影響を及ぼしているケースは，ここで論じたふたつ以外にも幾つも見つけることができるだろう。一方，財政学者のプロフェッショナリズムが有効に機能したケースは，最低税負担制度の導入と促産条例の後継への関与のふたつのみと言ってもいい。それも詳しく観察すれば，最低税負担制度では財界に対して相当の譲歩をおこない，促産条例の後継では揺り戻しがあった。そして何よりも，マクロ的には租税負担率が低水準にとどまっていることが，財界の圧力の大きさを示していると言える。

第３に，財政学者のプロフェッショナリズムは，幾つかの条件の下で有効に機能する。少なくとも陳水扁政権の８年間をみるならば，何よりも必要であったことは財政学者が財政部長に就くことであった。陳政権における財政部長は６人であった。2004年に金融監理管理委員会が設置されるまで金融政策は財政部の管轄下にあったこともあって，はじめの３人，許嘉棟，顔慶章，李庸三のバックグランドは金融であった。また，５人目の呂桔誠も金融系統の人物である。林全と何志欽のみが財政学者出身であり，彼らのみが税制改革を進め得たのである。

財政部長に就くことが条件となるのは，財政学者はそれによってはじめて一定の権力と直接的に結びつくことができるからである。同時に，財政部が機能する条件でもある。第１に，税制は複雑な体系をなしているため，財政部長が専門的な知識を行使することによって，行政院の他の部会や財界に対する財政部の交渉力は増す。林全による最低租税負担制度の適用範囲の緻密な設定や，何志欽による経続会での交換条件の提示は，専門知識の重要性を示している。第２に，財政部の官僚は財政学者の学生であった場合が多く，知己の間柄であり，考え方も共通している。したがって，財政学者がリーダーになると，組織の一体性が高まり，活性化する。反対に，例えば現在の馬

英九政権のように，財政学者以外が部長となり，財界寄りの姿勢を示すと，財政部の官僚機構の能力は沈黙してしまう。

ただし，財政学者ならば誰でも同じような成果が期待できるとは考えられない。林全は台北市政府の財政局長，陳水扁政権での主計長と，豊富な行政経験を持っていた。何志欽もアメリカにおいて長い間，行政部門で働いていた。彼らは単純な学者ではなく，行政手腕にも優れていたし，政治的なセンスの高さも見て取ることができよう。

また，置かれた状況，その下での世論の動向も重要な条件である。しかし，これは他面において多分に操作可能なものでもある。例えば最低税負担制度を導入しようとした時，所得分配の悪化とそれに対する社会的な不満という有利な状況があった。それに加えて，林全は不公平な納税状況をややセンセーショナルに示すことによって，世論を味方につけることができたのである。このこともまた，財政学者が世論を喚起したり，他の行為主体に働きかけたりする政治的な能力を兼備していることが，そのプロフェッショナリズムが機能するための条件であることを示している。

第4に，公共政策に関して政党，総統，立法委員の理念が乏しいことは，租税政策の政治過程において確認された。このなかでとりわけ興味深い動きを示すのは立法委員である。王振寰の研究では立法委員が財界を含む既得権益の代表として描かれていたが，ここで述べたケースでは総統や行政院が財界の意向に傾斜しがちであるのに対し，立法委員が常に財界寄りであったわけではない。彼らは財界の支持を得ようとはするものの，財界と世論が対立している際には，選挙への影響を考えると財界寄りの立場を採りにくいからである。また，同様の理由から，与党であっても，総統府，行政院と必ずしも歩調を合わせるわけではない。このように，立法委員の選択は彼ら自身の明確な理念に基づいているわけではなく，同時に政党からの拘束も弱く，非常に状況依存的である。

ただし，立法委員もまた概して財界寄りの立場をとりがちである。少なくとも次のふたつの要因を指摘できよう。第1に，台湾に限らないが，税制を

含む多くの公共政策において，負担は国民全般に薄く分散され，あるいは後世に先送りされるため，受益者に対抗する世論は形成されにくい。第２に，台湾に特徴的なことは，財界に対抗する勢力の組織化が進んでいないことである。そのため，立法委員に対して強い圧力をかけることが困難である。

これは第５の結論でもある。すなわち，対抗勢力となるべき社会団体の力は弱い。例えば賦改会の諮問委員は立法委員や財界の各種団体の代表から構成されているが，社会団体からは簡錫堦が参加しているだけであった。

最後に，メディアという行為主体の重要性という第６の結論が，このことから派生的に導出される。社会団体は貧弱な組織力にもかかわらず，一定のプレゼンスを保持している。それはメディア，特に一部の新聞と雑誌によって報道され，発言の機会を与えられているからである。ただし，メディアも一枚岩ではなく，またその報道姿勢が必ずしも一貫しているわけではないため，単純に財界の対抗勢力として位置付けることはできない。

第４節　ポスト民主化期の政治過程のクオリティ

前節でおこなった租税政策の政治過程の分析を踏まえて，ここではポスト民主化期の台湾における公共政策の政治過程の質という，やや規範性を含んだ観点から，補足的あるいは発展的な議論をおこないたい。ひとつは財政学者のプロフェッショナリズムは何に基づいているのか，それは今後も持続するのかという問題である。もうひとつは，公共政策に対して最も強い影響力を持つ財界に対する分析である。

１．プロフェッショナリズムの影響力のソース

台湾の租税政策の政治過程において，パワーバランスには大きな偏りはあるものの，財政学者のプロフェッショナリズムは財界に対するカウンターパ

ワーとして機能している。彼ら自身は政治的，経済的資源をほとんど持たないことを考えれば，それはやや奇異なことである。彼らの力の源泉はどこにあるのだろうか。

また，合わせて検討すべきは財政学者の集団性の基礎である。インタビューした財政学者が強調していたように，財政学は経済学の一部である。また，財政学者の間でも当然のことながら見解の相違はある。しかし，外部からみれば，財政学者の間には一定のコンセンサスが成立し，それに抵触する場合は集団的に反発するようにみえる。

第1のソースは租税政策にとって内在的なものである。林［2001］が分析した社会保障政策と同様，租税政策も非常に複雑なので専門知識の必要性が高い。財界や立法委員は部分的な要求はできても，租税体系全体を構築したり，修正を加えたり，管理したりする能力はない。必ず専門家に依存しなければならない面がある。

租税政策に関する知識の特殊性と高い専門性は，財政学者の集団性をもたらす要因ともなっている。政府および税金という経済学の体系からすれば本来異物であるものを分析の中心に据えるという特殊性，および複雑な体系に関する高い専門性は，彼らと他の経済学者とを一定程度分化させる。

第2のソースは制度的なものである。台湾の多くの大学では，租税を含む「財税学部」は経済学部とは別に設置され，それが財政部等への公務員の供給源になっている。国立政治大学はその代表的なケースである。このような制度的配置の結果，前節で述べたように，かつての師である財政学者が財政部長に就任すると，財政部の組織的能力は飛躍的に高まるのである。また，財税学部が経済学部から独立していることは，彼らを集団化する制度的要因ともなっていることは明らかだろう。

第3の，そして台湾において最も重要なソースは歴史的なものである。戦後の台湾では重要な政策の立案を学者に依存することが多かった。例えば，過去2回の賦改会の座長はいずれも学者だった。政府は学者を尊重し，学者の側もそれに応えて政策の整備に貢献してきた結果，政策の立案過程におけ

る学者の権威が形成され，現在にまで継承されている。民主化された台湾において，権威主義体制期の遺産が公共政策の政治過程のクオリティを支えているというのは，歴史のアイロニーあるいはパラドックスである。

さらに皮肉なことに，民主化の結果，財政学者は財界に対するカウンターパワーとして弱体化しつつある。第１に，権威主義体制期において学者の権威が形成されたのは，蒋介石・経国という強力な権威主義的リーダーによって，学者による諮問の有効性が担保されていたからだった。しかし，民主化されれば，必然的に多くの行為主体が関与してくるため，かつてのようなメカニズムは成り立たなくなる。権威が増強されることはなくなり，ただ磨耗するばかりとなる。第２に，民主化のなかで，学界は立法委員や高級官僚の供給源となった。それは同時に学界から人材を奪うことであった。また，学界の政治化が進行し，高い専門性が含意していた中立性が傷つき，権威を減退させることになった。

２．財界の政策能力

租税政策の政治過程については，前提としてグローバリゼーションがもたらす制約は指摘しておく必要がある。グローバリゼーションが進行し，新自由主義がそれと連動して広まるなか，各国の公共政策の選択の幅は制限されるようになった。台湾の場合，特に香港とシンガポールという華人社会の都市国家と近接していることで，強い影響を受ける。財界等によってやや強調されすぎているとはいえ，香港とシンガポールの相続税廃止による資金の流出は，一定程度，現実的な脅威である。

しかし，台湾自身もまた問題を抱えている。とりわけ，財界の力が強く，それに対抗するカウンターパワーが弱体であることは，日本や韓国と比べても顕著である。

さらに問題となるのは，財界は強い力を持つにもかかわらず，政策論議の水準を高めていく姿勢と能力を持っていないことである。例えば，最大の民

間製造業企業，鴻海精密工業の会長，郭台銘は，政府が最低税負担制度導入の方針を明らかにすると，「富裕層と貧困層に二分化するならば，共産党と変わりがない」と激しく批判した（「郭台銘：税負依貧富無異共産黨」『聯合報』2005年6月15日）。他方，財界を超えて広く尊敬を集めるTSMC（台湾積体電路製造）会長の張忠謀が，富裕層への課税強化や促産条例の廃止を繰り返し訴えても，財界のなかでは孤立気味である（例えば「張忠謀：年収入逾三百萬應多繳税」『中國時報』2008年7月24日）。

本章で論じた相続税・贈与税改革の場合，何故，財界が税率を10%まで引き下げることを主張したかといえば，それは節税のコストが約10%程度だからである（陳一姍・賴建宇［2008a: 57］）。そこには公共的な考慮がまったくみられない。また，引き下げの理由としている資金の海外から台湾への還流は，何ら実証的な分析に基づいたものではない。さらに，現在のきわめて低水準の租税負担率というマクロ的な問題に対して，財界がどのように理解しているのか，あるいは理解しようとしているのかも明らかではない。

このように，公共的な視点や明確な根拠に基づいて議論しようとする姿勢が財界には欠けている。その結果，租税政策をめぐる政治過程は，個別のイシューにおける単なるパワーゲームあるいは駆け引きになってしまう。

むすび

台湾政治の主軸は主権やアイデンティティをめぐる青陣営と緑陣営の対立である。それは十分に理由のあることだが，同時に副作用が発生していることも無視できない。本章で議論してきたように，公共政策の政治過程が多くの問題を抱えていることも，副作用のひとつである。

しかし，2008年，世界的に深刻な不況に突入するなか，良質の公共政策そして良質の公共政策に関する議論の必要性は，いずこの国でも一段と高まっている。租税負担率が異常に低い水準にとどまる台湾ではなおさらである。

青と緑の両陣営がいかに声高に「愛台湾」を唱えても，それが公共政策に関する建設的な議論に結びつかないならば，台湾社会の土台は次第に掘り崩されてしまうだろう。

［注］

(1) 本書の前身のひとつとなる佐藤・竹内編［2004］では，第２期陳水扁政権が取り組まなければならない政策課題を示した。そのなかで伊藤［2004］は，財政問題の核心として租税政策の課題を指摘している。

(2) 最低税負担制度の原型はアメリカが制定し，その後，他の国へも広まったalternative minimum tax である。日本では選択ミニマム税と直訳されることが多いとみられる。しかし，台湾の「最低税負担制度」は台湾の状況に合わせて改良が加えられていること，この用語の方が制度の性格をより的確に表していることから，以下ではこれを用いたい。

(3) 税制自体に関しては，于宗先・王金利［2008］が包括的に説明している。

(4) 「両税合一」とは法人税と個人の所得税を統合し，理念上，配当のみに課税し，法人税を廃止することをいう。そのまま実施されれば，結果として大幅な減税になる。ただし，実際には法人税は廃止されず，企業に留保されている利益に対して暫定的に課税され，企業が株主に配当を支払うときに還付されるようになっている。

(5) 土地キャピタルゲイン税は，中華民国建国の父，孫文の「平均地権」の思想に基づき，憲法で定められている。土地の売買で発生するキャピタルゲインに対して，累進税率を課している。日本では川瀬［1992, 1996］が，歴史的背景および1990年代前半までの状況について研究している。

(6) 台湾の会計年度は1999年度までは前年の７月から当該年の６月までだったが，2001年度からは１月から12月に改められている。また，移行期の2000年度は1999年の７月から2000年の12月までの１年半となっている。

(7) 筆者は2007年９月，2008年９月，同12月，関係者および関連機関へのインタビューをおこなった。その中には元財政部長や現在の賦税改革委員会の委員が含まれている。土地キャピタルゲイン税の項を除いて，本節は概ねその記録に基づいている。しかし，内容の多くが政治的に敏感な部分に及び，あるいは敏感な部分とそうではない部分の分離が難しいため，以下では原則としてインタビューに関する詳細な出所は示さないことにする。なお，インタビューと同様の内容が述べられている文献があれば，適宜，提示していく。

(8) 中国語において「財界」という言葉は使われていない。インタビューでは，「工商界」あるいは「企業界」を用いた。両者の間で特に区別はない。

⑼　以下のプロセスは刁曼蓬［2005a］でも概ね同様の内容が述べられている。また，政府内，特に行政院内の交渉は劉暄宜［2005］が詳しい。

⑽　簡は労働運動家で，一時，民進党に在籍し，立法委員を務めた。その後，民進党を離れ，社会運動の連合体である「泛紫聯盟」を結成するなど，在野で社会運動を展開している。税制改革には強い関心を持ち，現在は「公平税改聯盟」を組織している。

⑾　林は実務上困難が大きい海外個人所得を課税の対象に含めることも見送った。これに対する批判は当初からあったが，林は不完全な実行が制度の信頼性に与えるリスクを回避することを優先したのである。しかし，立法院では，将来の導入が追加されることになった。

⑿　前述の経発会と同種の会議。

⒀　台灣經濟發展永續會議秘書處［2006: 333-336］も参照。

⒁　「新世代促進産業升級條例修法方向　經濟部立場説明」（経済部工業局ウェブサイト　http://www.moeaidb.gov.tw/external/ctlr?PRO=new.NewsView&id=751 2008年12月30日ダウンロード）。

⒂　経済部工業局の2007年２月12日のプレスリリース「新世代促進産業升級條例修法方向」（経済部工業局ウェブサイト　http://www.moeaidb.gov.tw/external/ctlr?PRO=new.NewsView&id=1229 2008年12月30日ダウンロード）。

⒃　なお，経済部は促産条例の後継を，産業３法から「産業創新条例」に一本化した。

⒄　以下，特に説明がない場合は楊建成・張嘉仁［2005］に基づいている。

⒅　『天下雑誌』の2008年８月の調査によると（陳一姍・賴建宇［2008b］），回答者の６割あまりが税制の課題として格差の是正を指摘し，圧倒的に多数を占める。ただし，同時に相続税・贈与税を30％以下に下げることを支持する回答もおよそ50％に達し，回答には矛盾もみられる。

⒆　第１次は1960年代末に設置され，劉大中が座長に就いた。第２次は1980年代後半に設けられ，陳聴安が座長となった。

⒇　曽巨威は『天下雑誌』第406期の51ページに，賦改会に対する失望を述べている。

〔参考文献〕

＜日本語文献＞

伊藤信悟［2004］「財政――赤字の恒常化からの脱却は可能か――」（佐藤・竹内編［2004］　83-100ページ）。

川瀬光義［1992］『台湾の土地政策――平均地権の研究――』青木書店。
――［1996］『台湾・韓国の地方財政』日本経済評論社。
佐藤幸人［2001］「台湾の民主化と金融システム――不良債権問題に焦点を当てて――」（佐藤幸人編『新興民主主義国の経済・社会政策』アジア経済研究所 25-60ページ）。
――・竹内孝之編［2004］「陳水扁再編――台湾総統選挙と第2期陳政権の課題――」（アジ研トピックレポート No.51）アジア経済研究所。
林成蔚［2001］「社会保障制度の政治過程――90年代の台湾における健康保険と年金の改革・形成――」（『日本台湾学会報』第３号　24-49ページ）。
――［2003］「台湾の国家再編と新興福祉国家の形成」（宇佐見耕一編『新興福祉国家論――アジアとラテンアメリカの比較研究――』アジア経済研究所 43-84ページ）。

＜中国語文献＞
財政部統計處［各年版 a］『財政部統計年報』台北：財政部統計處。
――［各年版 b］『賦税統計年報』台北：財政部統計處。
陳一姍［2008］「破洞的税制・脆弱的国家――誰偷走你的未來？――」（『天下雜誌』第406期　pp. 45-52）。
陳一姍・賴建宇［2008a］「賦税改革委員會主委邱正雄；遺産及贈與税一定要降」（『天下雜誌』第406期　pp. 56-57）。
――［2008b］「民意分析　首度全民理想税制大調查――不反對降税　但有錢人應多繳税――」（『天下雜誌』第406期　pp. 60-64）。
刁曼蓬［2005a］「林全拚税改　『最低税負』做先鋒」（『天下雜誌』第325期　pp. 216-219）。
――［2005b］「是四兆，還是十四兆？」（『天下雜誌』第346期　pp. 148-149）。
何志欽［2005］「最低税負制總體檢」（『税制改革的公與義研討會論文集』台北：時報文教基金會　pp. 59-70）。
簡錫堦［2005］「民間對税負公平的訴求」（『税制改革的公與義研討會論文集』台北：時報文教基金會　pp. 201-210）。
劉暄宜［2005］「角力三回合，最低税負制政院版定案――林全用圍棋戰術讓税改突圍成功――」（『商業周刊』第929期　pp. 64-66）。
劉毓雯［2005］「美國税務官何志欽變台灣税改急先鋒――林全打造財税理想國的幕後英雄――」（『商業周刊』第921期　pp. 90-91）。
蘇彩足［2000］「民主化對於政府預算決策的衝擊與因應之道」（朱雲漢・包宗和編『民主轉型與經濟衝突――九〇年代台灣經濟發展的困境與挑戰――』台北：桂冠圖書　pp. 51-74）。
台灣經濟發展永續會議秘書處［2006］「台灣經濟發展永續會議實録」上輯・下輯

（行政院經濟建設委員會ウェブサイト http://www.cepd.gov.tw/m1.aspx?sNo=0009758&key=&ex=%20&ic=&cd=　2008年12月30日ダウンロード）。
王振寰［1996］「地方包圍中央――本土政治勢力的崛起――」（王『誰統治台灣？――轉型中的國家機器與權力結構――』台北：巨流圖書　第4章）。
行政院主計處［2006］『社會指標統計』2005年版　台北：行政院主計處。
――［2007］『社會指標統計』2006年版　台北：行政院主計處。
楊建成・張嘉仁［2005］「減稅的政治經濟學」（『稅制改革的公與義研討會論文集』台北：時報文教基金會　pp. 191-197）。
于宗先・王金利［2008］『台灣賦稅體制之演變』台北：聯經出版事業。
詹中原［2007］「台灣政黨公共政策之論證思維」（『面對公與義　全球化下的發展與分配』台北：時報文教基金會　pp. 242-262）。
曾巨威［2007］「墳墓正義是租稅改革的最後一道防線」（『面對公與義　全球化下的發展與分配』台北：時報文教基金會　pp. 297-324）。
周啓東［2003］「專訪政大財政系教授曾巨威――土增稅減半延長是上一代掏空下一代――」（『商業周刊』第800期　p. 64）。
朱敬一・鄭保志［2005］「租稅在所得分配上扮演之角色」（『稅制改革的公與義研討會論文集』台北：時報文教基金會　pp. 133-151）。

＜英語文献＞

Cheng, Tun-jen, and Chi Schive［1997］“What Has Democratization Done to Taiwan’s Economy?” *Chinese Political Science Review*, 7, pp. 1-24.
Cheng, Tun-jen, and Stephan Haggard［2001］“Democracy and Deficits in Taiwan: The Politics of Fiscal Policy 1986-1996,” in Stephan Haggard and Mathew D. Mccubbins eds. *Presidents, Parliaments, and Policy*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 183-225.